

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、平成16年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成17年5月27日

京都府知事 山田 啓二

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	6
保管用地の廃止の件数	0
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	9
立入検査の件数	9,341
搬入一時停止命令の件数	0
公表の件数	17
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	16
法第19条の3の規定による改善命令	1

注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。